

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二第一項及び第三項、第四十六条並びに第四十七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十一条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第一号を次のように改める。

- 一 事業所を設置している者であつて、その設置しているすべての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）第二条第一項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル

以上であるもの

第五条第二号中「省エネルギー法」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）」に改め、同条第六号から第十一号までの規定中「が行われる事業所」を「を行う者」に改め、「を設置している者」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所）

第五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が

三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十六号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分

に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

第六条第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項」に改め、同項第一号イ中「前条第一号」を「第五条第一号」に改め、「省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した」を削り、同号口中「前条第二号」を「第五条第二号」に改め、同号ハ中「前条第五号」を「第五条第五号」に改め、同項第二号から第七号までの規定中「事業所において行われた」を削り、同条第二項中「同項各号」の下に「（第一号イ(2)及びロ(2)を除く。）」を加え、「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項」に改める。

第七条中「第三十条の三及び第三十一条の二」を「第四十五条及び第四十七条」に改める。

第二十二条の表中「省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場若しくは省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場の所在地」を「第五条第一号に掲げる者」に改め、「の主たる事務所の所在地」を削り、「規定する事業所」を「掲げる者の主たる事務所

」に改める。

別表第七から別表第十二までの規定中「及び第六条」を「―第六条」に改める。

第二条 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

第七条第二項中「第二十条第三項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条の二第三号及び第四号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、温室効果ガスの排出量の報告義務の対象となる事業所の規模を定める等の必要があるからである。